

4. 熊本空港周辺景観形成地区

熊本空港周辺は、地域の人々が培ってきた優れた田園や樹林の景観があり、さらに世界的にも有名な阿蘇の外輪山が遠望できる地域です。また、熊本空港は、熊本の空の玄関口として、多くの人々が訪れる場所です。

本地区では、地区景観に影響を与える建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更については、法第16条第1項、条例第9条第1号ア、規則第6条第1項に基づき、事前の届出により「熊本空港周辺景観形成地区に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った適合審査を実施し、田園景観と調和した空の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

①届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

届出は、行為の着手の30日前に提出して下さい。

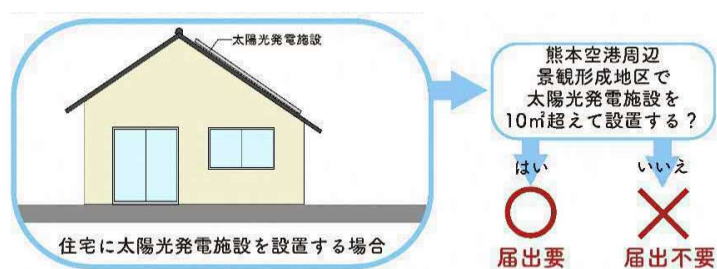
行為の種類	届出対象規模
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。） 第9条第1号ア】 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。） 第6条第1項第1号・第2号】 ・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート造、金属製又は合成樹脂製で、柱の高さが5mを超えるもの ・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物で、高さが10mを超えるもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設等、立体駐車場、処理施設等で、高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ※ ¹ 1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 木竹の伐採	【規則第6条第1項6号】 ・高さが10mを超えるもの ・伐採面積が500㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	【規則第6条第1項7号】 ・高さが1.5mを超えるもの ・当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 土石の採取及び 鉱物の掘採	【規則第6条第1項5号】 ・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
開発行為	・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの

※1：斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる（P74）

＜熊本空港周辺景観形成地区での既存建築物の外観の変更における

太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方＞

- ・既存建築物に太陽光発電施設を設置する場合、太陽光発電施設は建築設備にあたるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。



- ・熊本空港周辺景観形成地区では建築物の用途を限定していない為、用途が「住宅」の場合でも、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超える場合は届出が必要となります。

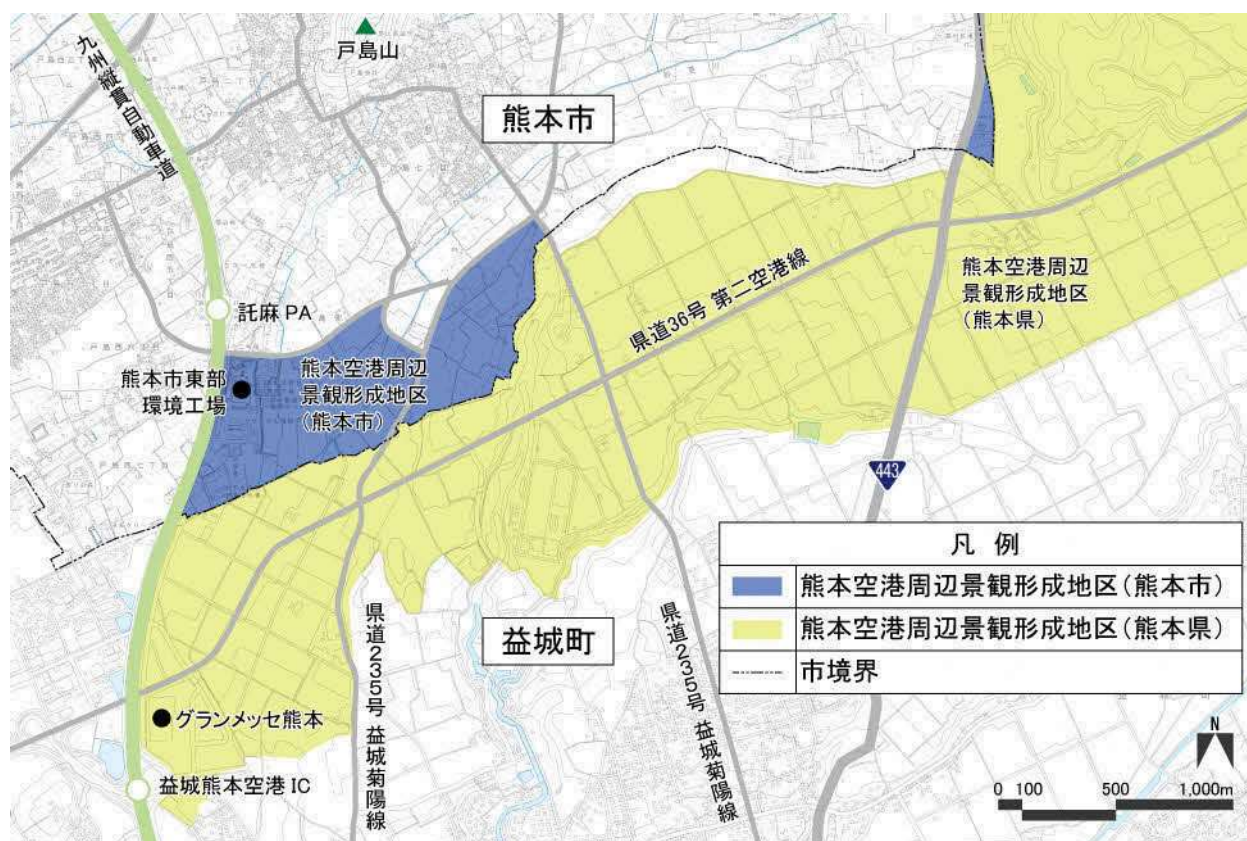


図 3-18 熊本空港周辺景観形成地区位置図

②景観形成基準

※本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P67）の内容をご確認下さい。

項 目		基 準
建築物	位置	・敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するよう努めること。 ・県道の道路境界から20m以上後退するよう努めること。
	隣接地からの位置	・隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するよう努めること。 ・県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すよう努めること。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。
	配置	・敷地内における建築物及び工作物の規模、位置等を勘案し、釣合いのとれた配置となるよう努めること。 ・遠景となる阿蘇外輪と調和のとれる位置となるよう努めること。
	意匠・形態	・地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に努めること。 ・田園の広がりのある景観を保つよう努めること。 ・屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山並みの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮すること。 ・屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。さらに、上空からの景観にも配慮すること。 ・壁面に設ける設備は、目立たない位置に設けるよう努め、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮すること。
	規模	・基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保に努めること。 ・建ぺい率は、40%を超えないように努めること。 ・高さをできるだけおさえて、遠景との調和に配慮すること。特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めること。

建築物	外観	材料	・材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるよう努めること。 ・材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮すること。特に、緑との調和に努めること。
		色彩	・外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるよう努めること。 ・敷地内における建築物、工作物及び屋外広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるよう努めること。 ・隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和に努めること。 ・季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和に努めること。
	太陽光発電施設 (建築物の屋根・屋上等に設置する場合)	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	敷地の緑化		・建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すよう努めること。 ・敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めること。 ・駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるよう努めること。 ・敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めること。 ・既存の樹木等については、できるだけ残すよう努めること。 ・敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めること。 ・樹種の選定、配植については、街路樹あるいは周辺の樹木等を勘案して決定するよう努めること。
工作物	さく・塀		・道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うよう努めること。(できる限り生垣とするように努めること。) ・高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観との調和に努めること。

工作物	擁壁		・使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との調和に努めること。（できる限り自然のり面とし緑化を施すよう努めること。）
	記念塔		・敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めること。 ・色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるよう努めること。
	電波塔・物見塔等 その他※1		・道路からできるだけ後退させた位置とするよう努めること。 ・色彩は周辺の景観、特に緑との調和に努めること。 ・高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り周辺の景観との調和に努めること。 ・敷地の周辺の緑化に努めること。
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		・ルートについては、周辺の景観に配慮すること。 ・県道沿いにはできるだけ設けないよう努めること。 ・電線数は、できる限りまとめて少なくするよう努めること。 ・県道の電線の横断はできるだけ避けるよう努めること。また、横断が必要な場合は、地中化に努めること。 ・電柱広告はできるだけ行わないよう努めること。
	（太陽光発電施設 （土地に自立して、新設、増設する場合）	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
		敷地の緑化	・敷地の周囲等の緑化に努めること※2。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。

※1：その他の工作物は、次のとおりとする

- ・煙突 ・高架水槽 ・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱
- ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設

※2：柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示す

木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	・木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるよう努めること。 ・木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めること。 ・高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すよう努めること。 ・伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すよう努めること。 ・敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めること。 ・敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配植し、修景に努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	・周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・行為中において、できるだけ周辺の景観との調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めること。 ・行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるよう努めること。 ・土石の採取及び鉱物の掘採に直接関係のないのり面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるよう努めること。
開発行為	・極端な地形の変更が行われないよう努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和するよう努めること。 ・大きなのり面・擁壁が生じないよう努めること。 ・道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるよう努めること。 ・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるよう努めること。 ・のり面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努めること。 ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すよう努めること。 ・照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化に努めること。

